

新聞等への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）

新聞は、世界の動きから日本、そして地域の動きまで、広範なニュースや情報を正確かつ迅速に人々に伝え、多様な意見、評論を提供することによって、民主主義社会の健全な発展と国民生活の向上に大きく寄与するとともに、多くの国民から重要な情報源として信頼され、国民の暮らしと日本社会の安定に欠かせないものとなっております。

政府は、景気回復に向けて積極的政策を展開中ですが、国民の所得が順調に増える保証はなく、予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることが予測されます。また、新聞の購読者が減り、国民の知的・文化水準や社会への関心が低下することにより、日本の将来が危ういものとなることが懸念されます。特に社会的・経済的弱者にその傾向が出た場合は格差が拡大し、社会的不安を招くおそれもあります。

さらに新聞購読者の減少は、新聞の戸別配達網を支える新聞販売店の経営も悪化させ、全国で36万人を超える販売店スタッフの雇用の方が失われる可能性もあります。

政府は、消費税の税率に例外を設けることに慎重であります。多くの国では品目別の複数税率が導入され、欧州諸国では、新聞に対する消費税をゼロとするか、軽減しております。

よって、国におかれては、消費税増税に際し、複数税率を導入するとともに、国民の知る権利を守るため、新聞等については軽減税率を適用するよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 9 月24日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長 宛
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣

長野市議会議長 柘 津 栄 喜